

太子町統計業務支援システム利用

サービス仕様書

1. 件名

太子町統計業務支援システム利用

2. 利用期間

令和7年8月1日～令和7年12月31日

3. 納入場所

太子町役場

4. 提供するシステム（ライセンスを含む）

（1）システムライセンス 1式

（2）背景地図（Z-MAP TOWNⅡ）太子町版 1式

（3）背景地図複製利用料（A3概算703枚）1式

（4）調査員配布地図を電子ファイル形式等で保存可能なソフトウェア 1式

5. 概要

本業務により導入する統計業務支援システムは、総務省統計局より提供される令和7年度国勢調査の各種データと、本町の管理する統計調査員データを一元管理できるものであり、令和7年度国勢調査の業務効率化を図ることを目的とする。

（1）システム化の目的

（ア）総務省統計局より提供される令和7年度国勢調査の各種データを活用し、基本単位区・調査区の設定を容易に行う。

（イ）指導員・調査員の情報を登録し、検索・管理を容易にする。

（ウ）調査区・調査員情報を用い、調査員の配置を効率よく行う。

（エ）調査員への配布地図や調査区要図を容易に作成・出力し、調査員に提供する。

（2）システムの対象範囲

（ア）調査区設定業務支援

住宅地図を背景としたGISを利用して、基本単位区・調査区の設定業務を行う。

（イ）調査員管理業務支援

調査員の基本情報ならびに調査履歴等の情報を一元化し、調査員の管理を行う。

（ウ）調査員配置業務支援

調査区位置と調査員情報（調査履歴など）を元に、調査員の配置業務を行う。

（エ）調査員用参考地図等作成業務支援

調査員向けに調査員配布地図や調査区要図の連続印刷を行う。

6. 太子町の基本情報（令和7年4月末現在）

- (1) 人口：12,623 人
- (2) 世帯：5,653 世帯
- (3) 調査区数：(国勢調査) 99 区域 (無人調査区及び水面調査区を除く。)

7. 基本要件

- (1) 本町が実施する令和 7 年度国勢調査業務の円滑かつ効率的な実施に資するものであるとともに、操作の容易性、安定稼働、機能の拡張性・柔軟性等に十分配慮したものであること。
- (2) 調査員と調査区が連動しながら、効率的・効果的な運用ができること。
- (3) 個人情報保護、システム及びデータの保護、システムバックアップ等の面におけるセキュリティ対策が十分であること。
- (4) システム運用に関して、適切なサポート体制が確保されること。
- (5) 業務単位ごとに機能を分類したメニューとし、機能構成がわかりやすいこと。

8. 機能要件

(1) 基本情報設定

(ア) ユーザー設定

① ログイン権限の設定

システム起動時に予め登録されているユーザー名とパスワードを入力してログインできること。

② アクセス権限の設定

アクセス権を設定でき、ユーザー毎にシステムで操作できる機能・項目を制限できること。

(イ) 調査設定

① 新規調査の設定

基本単位区及び調査区として使用するデータを選択して設定できること。

② 調査の切り替え

同時に複数の調査を設定し切り替えできること。

(2) 調査区設定機能

(ア) 基本仕様

統計調査に関する調査区の設定・管理ができること。

(イ) データ構造

総務省統計局から提供される令和 7 年度国勢調査のデータ（システムにコンバートして使用）、背景住宅地図（Z-map TOWN II）で構成すること。

① 調査区データ

総務省統計局から提供される CMS データ（基本単位区及び調査区データ）をもとに、国勢調査の各単位区及び調査区データを作成し、人口・世帯数・区域等の属性データを登録できること。

② 背景住宅地図

背景住宅地図には、表札情報を持った電子住宅地図（Z-map TOWNⅡ）を使用できること。また、SHAPE 形式のデータ（総務省統計局から配布される電子住宅地図）を取り入れること。

（３） システム上の処理内容

（ア） 表示機能

- ① 任意範囲拡大：マウスで指示した範囲を拡大表示できること。
- ② 中心移動表示：指定した点を中心に地図を表示できること。
- ③ スクロール：任意方向にスムーズに地図をスクロールして表示できること。
- ④ 表札・建物名称：表札及び建物名称については、建物の形状に併せて傾き・改行を行い、極力建物内に表示できること。
- ⑤ 町名表示：町名等については、地図の縮尺によって見やすく表示できること。
- ⑥ 人口・世帯数：国勢調査の基本単位区に登録されている人口及び世帯数を画面上に表示できること。
- ⑦ 調査区番号：地図上に調査区番号を表示できること。また、調査区番号の文字サイズを個別もしくは一括で変更できること。

（イ） 検索機能

- ① 住所検索：住所を指定し、その場所の地図を表示できること。
- ② 目標物検索：目標物を指定し、その目標物周辺の地図を表示できること。
- ③ 調査区検索：各調査区属性の条件検索により検索した調査区周辺の地図を表示できること。
- ④ 建物名検索：住所や建物名を指定し、該当する建物のリストと地図を表示できること。

（ウ） 図形編集機能

- ① 基本単位区及び調査区の分割や頂点の追加・移動・削除ができること。
その場合、隣接する基本単位区も同時に修正できること。また分割線の入力により基本単位区の分割が容易で、分割後の基本単位区番号を各々設定できること。
- ② 基本単位区の境界線と家屋図形が重なっている場所を検索できること。その検索結果より該当する場所を表示し、基本単位区の境界線を編集できること。
- ③ 基本単位区には各々属性情報を入力・管理できること。

（エ） 調査区作成機能

- ① 基本単位区を複数選択し、調査区を作成できること。
作成した調査区には属性情報を入力できること。属性情報の内、市町村コードは基本単位区の属性を引き継ぐこと。世帯数と人口は基本単位区の属性から自動計算されること。
- ② 調査区を複数選択し、複数調査区を作成できること。複数調査区の解除ができること。

（オ） CMS データ出力機能

システム上で修正、編集を行った基本単位区データを CMS ファイルへ出力できること。

(4) 調査員管理機能

(ア) 基本仕様

統計調査に関する調査員の管理を行えること。

(イ) データ構造

本システムで使用するデータは、本町が保有する調査員情報を元に構成し、調査ごとに調査員及び指導員を設定できること。

(ウ) システム上の処理内容

① 調査員管理

- 調査員情報の登録・修正・削除は、個別または CSV ファイル取り込みにより一括で行えること。調査員番号は自動で登録できること。登録した調査員情報は CSV 出力できること。
- 調査員情報の重複チェックを行うことができること。重複して調査員を登録している場合はエラーメッセージを表示して修正が行えること。
- 調査員番号・氏名・住所・連絡先（電話番号・電子メール・FAX）口座情報・債権者番号・従事調査履歴や表彰履歴等を登録できること。口座情報・債権者番号は2種類まで登録できること。電話番号は3種類まで登録できること。
- 登録した調査員情報を用いて調査員の絞り込み検索ができること。
- 調査員一覧表、調査員（指導員）名簿などを出力できること。また、調査員（指導員）名簿については、総務省統計局指定様式で印刷できること。
- 各調査員を条件検索で絞り込み、調査員毎の調査履歴などを個人毎の単票で印刷できること。
- 調査員の調査希望地域を登録できること。
- 調査員の調査履歴に基づき、従事履歴を算出できること。
- 調査員への郵送用の宛名シールを印刷できること。宛名シールにはカスタマーバーコードを印刷できること。
- 調査員情報に調査員住所を登録することで、調査員の自宅位置を自動で地図上にシンボル表示できること。
- 報酬計算として、基本方式（単価×調査区数）による計算が可能とする。また、報酬計算をもとに口座振り込み用テキストデータの作成ができること。

② 調査員選定

過去の調査履歴や調査回数、年齢や希望地域等の条件を指示して調査員の抽出を行い、調査員の選定を行えること。

(5) 調査員配置機能

(ア) 基本仕様

作成した調査区に調査員及び指導員の配置を行えること。

① データ構造

調査区、調査員 ID、調査員配置状況で構成すること。

(イ) システム上の処理内容

調査員の調査区への配置は、以下の方法にて可能であること。

- ① 調査員 1 名に対し 2 つ以上の調査区を登録できること。
- ② 調査員の配置は、調査員を選択し、地図上の調査区を直接クリックまたは調査区番号を指定して行うことができること。
- ③ 調査員の配置情報 (CSV 形式) を取り込むことで、調査員の配置ができること。
- ④ 配置の際に、配置状況 (配置済み・仮配置・調整中など) により背景地図上で調査区を色分け表示できること。配置状況は 4 つ以上設定可能であること。また、配置洩れを防ぐ仕組みを用意すること。配置後は、調査区番号 (主番号)、調査員氏名、配置状況、住所、電話番号を地図上に表示できること。
- ⑤ 調査区一覧から調査区を選択し、任意の条件 (調査区から調査員住所までの距離、交通手段、希望地域等) を設定して調査員を絞り込み、配置する調査員を選定できること。調査区から調査員住所までの距離は、1m 単位で設定でき、調査区の中心座標を起点として、「半径〇m 以内の住所」や「半径〇m 以上〇m 以内の住所」等の任意の範囲を指定できること。また、調査員住所と住宅地図を連動させ、調査員住所付近を地図の中心に移動できること。
- ⑥ 調査員一覧から調査員を選択し、任意の条件 (調査員住所から調査区までの距離、調査区番号世帯数等) で調査区を絞り込み、配置する調査区を選定できること。
調査員住所から調査区までの距離は、1m 単位で設定でき、調査員住所を起点として「半径〇m 以内の調査区」や「半径〇m 以上〇m 以内の調査区」等の任意の範囲を指定できること。また、調査区を選択した場合に、住宅地図と連動することで調査区付近の地図を表示できること。
- ⑦ 調査員情報から調査員を絞り込み、絞り込まれた調査員を任意の条件 (地図上の施設や駅等の目標物付近、調査員住所から指定した距離付近等) に該当する調査区へ自動配置できること。
自動配置を行う際に、一人の調査員が担当する最大調査区数を設定できること。自動配置を行った結果、一人の調査員が複数の調査区に配置された場合、隣接した調査区へ配置されていること。また、自動配置した情報は一括解除できること。
- ⑧ 調査員および指導員の配置情報を CSV 形式で出力できること。
- ⑨ 調査員と指導員の対応表を CSV 形式で出力できること。

(6) 調査員用参考地図・要図作成機能

(ア) 基本仕様

調査員配置情報をもとに調査員への配布地図、調査区要図を出力できること。

(イ) システム上の処理内容

- ① 調査員配布地図連続印刷機能

- 表示された画面レイアウト及び定型レイアウトで調査員配布地図を印刷できること。
- 定型レイアウトによる地図印刷においては、調査区の範囲が中央に配置されるよう、縮尺、位置調整を自動的に行えること。
- 調査員配布地図は、調査区単位及び調査員単位で出力可能なこと。用紙への印刷は、用紙サイズを自動選択及び固定用紙にて出力可能で、調査区の形状により適切な用紙向きをシステム内で自動設定できること。さらに、印刷範囲に占める調査区の縮尺を指定できること。
- 調査区に色を塗り、印刷できること。
- 任意のスケールを指定して分割印刷ができ、調査区ごとにスケールを複数パターン保存できること。
- 1つの調査区が用紙サイズに納まらない（分割される）場合、インデックス用地図を出力すること。
- 1人の調査員が複数の調査区に配置されている場合、縮尺及び位置調整を自動的に調整し、全ての調査区を1枚の地図に印刷できること。
- 任意の複数の調査区を1枚の地図に印刷できること。
- 地図印刷の指定においては、指定の条件（調査区番号、調査員氏名）の順により一括連続印刷ができること。
- 地図印刷を行う際は、レイヤ（住宅地図の表札情報等、調査区、調査区番号）の表示・非表示が選択できること。
- 出力される用紙には、調査員IDや調査員氏名、調査区番号等、ヘッダー／フッター情報を付与でき、方位も表示できること。
- ヘッダーを6件、フッターを2件まで設定できること。地図タイトルをA4縦で全角40文字、A4横・A3縦で全角56文字、A3横で全角80文字まで入力できること。
- 自動で設定された印刷条件のうち、出力先や用紙サイズ、回転角度、縮尺を手動で修正できること。また、印刷枠の追加もできること。
- 選択された調査区は、地図上で連動した動きが可能で、視覚的に選択された調査区と用紙枠が確認できること。
- 1つの建物に対して複数調査区を有している調査区は、絞込み機能にて表示できること。
出力した場合は、いずれの調査区も該当する建物が用紙内に印刷されること。
- 調査員配布地図をEXCEL形式で出力できること。

② 調査区要図連続印刷機能

- 調査区要図は用紙サイズ（A4）で納まる最適な縮尺を自動設定できること。
- 出力機能として、出図枠有（総務省統計局に準ずる書式にて白紙印刷）と出図枠無（総務省統計局の配布する要図にオーバーレイ印刷）を有すること。
- 印刷内容については、地図〔住宅地図（表札名非表示）、目標物、調査区界〕及びタイトル〔都道府県名、市町村名、区名、市区町村コード、調査区番号（基本単

位区番号含む)」、調査員氏名、調査区域のみとする。

- 調査区全体の大きさを、調査区要図の所定の枠に合わせて変更できること。変更は一括及び個別に設定できること。
- 建物の表示・非表示を一括で設定できること。
- 集合住宅を階層等により複数の調査区として設定されている場合は、同一の建物として設定し、建物全域が調査区要図に印刷できる。
- 出力される調査区は用紙の中心に位置し、出図枠からどれだけ内側に納めるかを設定できること。また、余白作成機能として、調査区から任意の範囲（1mm 単位）の外側を余白に設定できること。
- 選択された調査区は、地図上で連動した動きが可能で、視覚的に選択された調査区と用紙枠を確認できること。
- 予め設定されている要図のレイヤ以外の項目も出力することが可能で、線種や色を変更できること。
- 1 つの建物に対して複数調査区を有している調査区は、絞込み機能にて表示できること。出力した場合は、いずれの調査区も該当する建物が用紙内に印刷されること。
- 調査区要図の調査区の印刷位置を調整できること。
- 山間部等を有する調査区については、住宅地付近のみが拡大された調査区要図が、調査区全体を表した調査区要図とは別に自動で印刷できること。調査区全体を表した調査区要図には、住宅地付近のみが拡大された調査区要図の出力範囲を示す枠が印刷されること。
- 調査区要図を EXCEL 形式で出力できること。山間部等を有する調査区を EXCEL 形式で出力した場合、住宅地付近のみが拡大された地図が調査区要図欄外に出力されること。

③ 条件指定印刷機能

- 面積の広い調査区を効率的に出力するため、印刷範囲や用紙サイズ、印刷向き（縦・横）、分割数（6 枚の場合、縦 2 枚×横 3 枚など）、縮尺を指定しての画面印刷ができること。

また、背景地図上に出力範囲を示したイメージ枠を重ね、調査区が収まるよう条件の調整を行うことで、より正確な調査員用地図を出力できること。

（7）統計業務の支援機能

（ア）説明会開催支援管理

- ① 指導員・調査員向けに開催する説明会を登録（開催日・開始時刻・会場手配）するとともに、説明会への参加者（指導員・調査員）を登録できること。
- ② 説明会ごとに参加者名簿の印刷ができること。
- ③ 説明会ごとに参加者への DM 用宛名ラベルの印刷ができること。

（イ）調査員配布用品管理

① 配布用品項目（調査票・世帯一覧表など）を管理するために、配布用品項目ごとに配布数量を設定できること。

② 配布用品の数量を担当調査区により手入力もしくは自動計算できること。

(ウ) 調査票受付実績管理

調査区ごとに調査票の回収状況（回収日）を登録できること。

(エ) 調査員報酬計算

① 報酬項目（定額・均等割など）を管理し、金額を担当調査区より自動計算できること。

② 所得税を自動計算できること。

③ 報酬項目の金額は手入力も可能とすること。

(8) システムデータのセキュリティ対策

(ア) 基本仕様

調査員データベースの不正使用防止

他者がシステムを不正に使用し、データの参照を防止するための対策を講じること。

9. システムの非機能的要件

本システムは、以下の信頼性の水準を維持すること。

(ア) 成熟性

地方公共団体への導入実績があること。

本システムは、統計調査業務支援システムのパッケージソフトであること。または、統計調査業務支援システムのパッケージソフトをカスタマイズしたシステムであること。①と②のどちらの条件にもあてはまること。

(イ) 障害許容性

① プログラム障害時の対策として、ヘルプデスク体制が考慮されていること。

② 業務運用支援として、サポート窓口が考慮されていること。

(ウ) 安定性

操作の安定化を図り、誤操作によるシステム障害の誘発を極力防止すること。

(エ) 効率性

応答時間等について、利用者がストレスなく使用できること。

10. ソフトウェア

(ア) 本システムで使用する住宅地図は、(株)ゼンリン製の電子住宅地図（Zmap-TOWNⅡ）とすること。

(イ) 本システムのアプリケーションに加え、稼働に必要となる全てのソフトウェア製品の調達については本委託業務の範囲内とする。

(ウ) ソフトウェア全般に関して、最新版やデファクトスタンダード製品（実績・サポート期間・コスト製品・保守体制等を総合的に考慮する）を優先して採用すること。

11. 保守要件

(ア) 電話およびメールにて、システムバグや設定変更誤り等への対応を行うこと。

(イ) 対応時間は平日 9 時 00 分から 17 時 30 分までとすること。

12. その他

(ア) 著作権について

「統計業務支援システム」で使用、作成するデータは、利用者のデータとなるものとする。

(イ) プログラム著作権の帰属について

著作権法に準拠する。

(ウ) データベース著作権の帰属について

構造等については、設計した受託者に帰属する。また、入力情報については、全て太子町へ帰属するものとする。

(エ) 個人情報の保護について

- ① 入力情報のうち、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別できるものをいう）の保護については、上記システムデータのセキュリティ対策の内容以外に太子町個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨に則り、行わなければならない。
- ② 受託者は ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 及びプライバシーマーク等、情報セキュリティに関する認証資格を取得していなければならない。